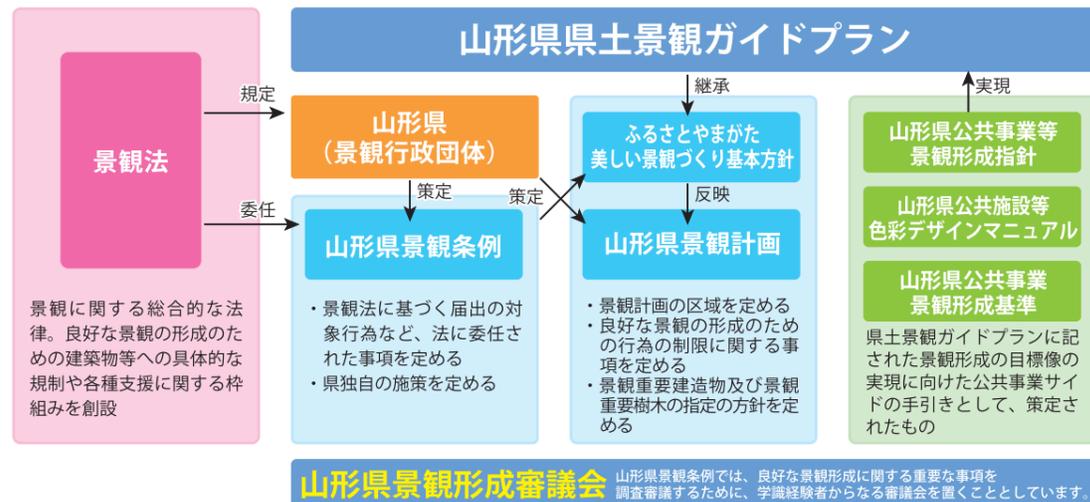


県では良好な景観を将来の世代に引き継ぎ、心豊かな県民生活や多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与するため、景観条例を定めています。

景観法と山形県の景観政策の体系



景観行政のあゆみ

平成 05 年 02 月 23 日	山形県景観懇談会発足	平成 17 年 06 月 01 日	景観法全面施行
平成 07 年 06 月 29 日	山形県景観ガイドプラン策定	平成 19 年 12 月 21 日	山形県景観条例公布
平成 07 年 10 月 24 日	山形県景観形成検討委員会発足	平成 20 年 02 月 08 日	山形県景観審議会発足
平成 11 年 03 月 24 日	山形県公共事業等景観形成指針策定	平成 20 年 02 月 26 日	山形県景観規則公布
平成 12 年 01 月 24 日	山形県公共施設等色彩デザインマニュアル策定	平成 20 年 05 月 23 日	ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針策定
平成 16 年 06 月 18 日	景観法公布	平成 20 年 05 月 23 日	山形県景観計画策定
平成 16 年 12 月 17 日	景観法施行	平成 20 年 07 月 01 日	山形県景観条例・山形県景観規則施行
平成 17 年 03 月 23 日	山形県景観検討委員会発足	平成 20 年 07 月 01 日	山形県公共事業景観形成基準策定
		令和 02 年 02 月 08 日	山形県景観形成審査会発足

景観行政施策の5つの柱

- 1 地域づくり・まちづくり**
 景観を磨く + 景観を使う → 地域の活性化
 景観法等の施策の活用
 ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定
 ・景観協定の締結
 ・景観回廊の指定
 ・眺望景観資産の指定
 ・風景づくりを意識した公共事業
 優れた景観の魅力の情報発信
 ・景観資産の情報発信
 ・おすすめビューポイントの選定
 ・視点場の整備
 ・観光部門との連携
- 2 普及・啓発**
 山形県の景観づくりの基本方針や具体的な施策について、一人でも多くの県民の皆さまや市町村、関係機関の方に知っていただくことが重要であると考えています。
 景観に対する理解と認識を深め、各々の取組による県土全体の景観の向上につとめます。
 県が実施する普及・啓発活動
 (1) 講習会・シンポジウム (2) ワークショップ支援
 (3) モデル事業による支援 (4) ホームページの作成 等
- 3 屋外広告物**
 屋外広告物は、景観のイメージを大きく左右することがあります。そのため景観法と屋外広告物法に密接に関係しています。県は、景観行政と屋外広告物行政の連携につとめます。
- 4 届出制度**
 手続き方法の詳細は次のページをご覧ください。
 山形県では、景観に与える影響が大きい大規模建設行為を対象に届出制度を設け、良好な眺望景観の保全及び現状の景観を悪化させないために以下の制限基準を定めています。
 ①地域を象徴する山岳の眺望景観の保全
 ②高彩度色の使用制限
 ③その他の景観形成への配慮事項
- 5 公共事業**
 県は、公共事業景観形成基準に基づき事業を実施するとともに、事業個所の市町村のまちづくり計画と連携することで、地域づくり・まちづくりを進めるようつとめます。

景観行政団体 (法第7条)

景観行政団体になった日 景観計画施行日

酒田市 (平成 18 年 04 月 01 日)	平成 20 年 04 月 01 日
鶴岡市 (平成 18 年 05 月 01 日)	平成 20 年 07 月 01 日
大江町 (平成 19 年 04 月 01 日)	平成 19 年 09 月 20 日
長井市 (平成 19 年 05 月 01 日)	平成 23 年 07 月 01 日
米沢市 (平成 22 年 04 月 01 日)	平成 22 年 09 月 01 日
山形市 (平成 31 年 04 月 01 日)	平成 31 年 04 月 01 日

※県は景観法の施行 (平成 16 年 12 月 17 日) と同時に景観行政団体になっています。

眺望景観資産 (条例第26条)

将来の世代に引き継いでいくべき良好な眺めを、山形県景観条例第 26 条に基づき「眺望景観資産」に指定しています。市町村やまちづくり活動をする各種法人、団体は、県内の眺めについて、指定することを提案することができます。
 県は、指定後、県民共有の資産として、普及啓発につとめるとともに、地域づくり・まちづくりに活かすようにつとめます。

【第1号】創造の森からの庄内平野の眺め



鶴岡市の創造の森交流館のテラスからの眺望景観で、県を代表する山岳である鳥海山を遠方に見据え、日本海に向けて広がる庄内平野が一望できる大パノラマです。四季折々の景観を体感することができる絶景スポットです。
 (平成 22 年 3 月 10 日指定)
 鶴岡市羽黒



【第2号】下小松古墳群からの米沢盆地の眺め



下小松古墳群は、4世紀から6世紀にわたって造られた東北有数の大古墳群です。整備された散策道を進んだ展望箇所 (T4 1号 古墳) からは、米沢盆地の里山、屋敷林が点在する水田と、奥羽山脈とのダイナミックな階層地形が一望できます。
 (平成 23 年 3 月 17 日指定)
 川西町下小松



【第3号】ふれあい展望台からの山形市街地とそれをとりまく山々の眺め



山形市街地から県道 17 号線を西に向かうと、地元の方が整備した展望台があります。眼下に広がる市街地と山々の眺めは、訪れる人々を魅了する絶景スポットです。
 (平成 24 年 3 月 16 日指定)
 山形市村木沢



【第4号】舟形若あゆ温泉からの山河と里の眺め



舟形町の温泉施設である若あゆ温泉のテラスからは、山河 (小国川) と山々に溶け込む山里の風景が大パノラマで一望できます。
 (平成 25 年 3 月 19 日指定)
 舟形町長沢



【第5号】花咲山展望台からの上市市街地とそれをとりまく山々の眺め



上市市葉山温泉街のすぐ裏手、花咲山の中腹にある地元の方々の手で整備された展望台です。蔵王連峰と前山群の麓に広がる田園と上市市街地は、山形県を代表する絶景です。
 (平成 26 年 3 月 7 日指定)
 上市市葉山



【第6号】大山公園～尾浦八景～からの自然と市街地と庄内平野をとりまく山々の眺め



鶴岡市大山地区にある大山公園には、「尾浦八景」と呼ばれる 8 か所の視点場が整備され、ラムサール条約に指定される湿地帯、庄内平野の田園風景と月山、鳥海山等の山々が一望できます。
 (平成 27 年 3 月 17 日指定)
 鶴岡市大山



【第7号】御成山公園からの米沢盆地とそれをとりまく山々の眺め



米沢市西部地区にある御成山公園の展望広場からは、米沢盆地を一望できます。また、南に吾妻山、東に粟子山から蔵王山、北に大朝日岳など山形県南部の主要な山々を一望できます。
 (平成 28 年 3 月 18 日指定)
 米沢市鏡山



【第8号】楯山からの金山の街並みと月山・葉山の眺め



金山町中心部にある楯山。3 分ほど散策路を上ったところに、金山の美しい街並みを見下ろすことができる視点場が整備されています。遠くに目を移すと月山と葉山の遠景も見ることができます。
 (平成 29 年 12 月 26 日指定)
 金山町金山



【第9号】大平展望台からの庄内平野と海岸の眺め



大平展望台は鳥海ブルーライン沿いの四合目、標高 1,000 メートルの地点にあります。庄内平野ののどかな風景や海岸線を大パノラマで眺めることができ、正面には日本海に浮かぶ飛鳥を見ることがもできます。
 (平成 29 年 12 月 26 日指定)
 遊佐町吹浦



景観重要建造物 (法第19条)

最上白川砂防堰堤 最上町東法田
 県景観重要建造物
 平成 25 年 3 月 19 日指定

旧最上橋 大江町左沢
 県・大江町景観重要建造物
 平成 21 年 3 月 17 日指定

清野家主屋、蔵、築地堀 大江町左沢
 大江町景観重要建造物
 平成 20 年 12 月 14 日指定

西屋旅館 米沢市関
 米沢市景観重要建造物
 平成 23 年 7 月 5 日指定

笹野観音堂及び関連伽藍 米沢市笹野本町
 米沢市景観重要建造物
 平成 24 年 6 月 25 日指定



●QRコードを読み取ると視点場の地図が表示されます。

景観重要樹木 (法第28条)

万歳の松
 米沢市景観重要樹木
 平成 22 年 4 月 1 日指定

神代カヤ
 大江町景観重要樹木
 平成 20 年 12 月 14 日指定

松保の大杉
 大江町景観重要樹木
 平成 20 年 12 月 14 日指定

柳川熊野神社のケヤキ
 大江町景観重要樹木
 平成 20 年 12 月 14 日指定

※万歳の松は、平成 21 年 3 月 17 日に山形県景観重要樹木に指定、米沢市の景観行政団体移行により平成 22 年 3 月 31 日に指定を解除。